

## あまがさき

AMAGASAKI CITY WATERWORKS BUREAU

発行:尼崎市水道局 第51号 平成23年6月

あますい

検索

福島第一原発事故に伴う水道水への放射能汚染については文部科学省が調査しており、中部地方から西の影響は確認されておらず、尼崎市の水道水について問題はないと考えています。

放射能汚染の影響の確認は淀川水質協議会でも継続的に測定しています。これまでのところ、まったく問題のない低い値です。

5月31日採水 単位:Bq

採水地点	測定結果
琵琶湖瀬田川	検出せず(0.00)
宇治川御幸橋	検出せず(0.00)
淀川枚方大橋	検出せず(0.05)
淀川鳥飼大橋	検出せず(0.03)
淀川柴島	検出せず(0.10)

検出せず…定量下限値0.4Bq(ベクレル)/L以下ですが、放射能の濃度変化が把握しやすいよう、定量下限値未満の数値を記載しています。



■ 応急給水派遣業務報告 ■ 水道についてのお問い合わせ ■ 水道メーターの取替え ■ けいじばん

〒660-0051 尼崎市東七松町2丁目4-16 TEL:06-6489-7402 FAX:06-6489-7403 ホームページ <http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp/>

## 東日本大震災 応急給水派遣業務報告

## 子どもたちの笑顔に希望を感じて

平成23年3月11日午後2時46分、東北地方を襲った大地震により、各地の水道施設は壊滅的な被害を受けました。断水は、14県で少なくとも140万戸。この国難ともいえる未曾有の大災害に対し、阪神間の市町が協力して、被災地域への応急給水業務を行うこととなりました。

本市水道局では、3月14日に第1次派遣部隊が出発して以降、すでに5回の派遣を実施しています(5月31日現在)。

現地での活動内容は、被災地近隣の浄水場などから給水車に水を積み込み、避難所や一般家庭に給水を行うというものです。

派遣された職員からは、『現地は倒壊した瓦礫のほかに、ヘドロなどの異臭が鼻を突き、舞い上がるホコリで目が開けられないくらいの状況で、テレビの映像だけでは伝えきれない惨状でした。その中でも、給水に来られた現地の人々は、限りある給水車の水を並んでいるすべての人々に行き渡るよう、自らの給水量を減らしてほしいと申し出される方が多く、皆さんの助け合いの心に感銘を受けました。』という報告もありました。

また、応急給水に奔走し疲れの見える職員に、水汲みに訪れた子どもたちが屈託無い笑顔を見せてくれ、随分と気持ちや和らいだとのこと。今後も、被災地の復旧状況に応じて、阪神間の市町と調整しながら、支援を行っていく予定です。



※写真の掲載につきましては、尼崎市水道局広報紙掲載の主旨を説明のうえ、保護者の方の了解を得ています。

## 水の備蓄

人が生命を維持する上で水は不可欠です。災害に備えて、水の備蓄をはじめませんか？

尼崎市地域防災計画では、災害後の緊急対応における飲料水等の最小限必要量を1人1日3ℓと定めています。日頃からご家庭でも、できる範囲で備蓄を心がけましょう。

- 清潔なフタ付き容器に水道水を満水にして、冷暗所に保存してください。
- 保存期間は、冬(気温5~10℃)で1週間程度、夏(気温25~30℃)で3日間程度は安心して使用できます。
- 毎日古いものから順番に洗濯や掃除などに使って、新しい水に交換してください。なお、浄水器を通した水は塩素がありませんので、毎日交換してください。
- 水道が断水したとき、お風呂に残り湯があれば、トイレの流し水や手洗い水などに利用できます。



# 水道についてのお問い合わせはこちらまで

～水道局の業務窓口をお知らせします～

※お客様からのご依頼なしに水道局から訪問したり、工事業者の斡旋・紹介をすることは一切ありません。 平成23年6月1日現在

区分	聞きたいこと・知りたいこと	担当窓口	受付時間
 水道の使用・中止、料金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道の使用開始・中止</li> <li>●水道使用者の名義変更</li> <li>●口座振替</li> <li>●クレジットカード払い</li> </ul>	<b>水道局電話受付センター</b> TEL:06-6375-0002 FAX:06-6375-0124	【毎日】 8時45分～17時30分 年末年始(12月29日～1月3日)を除く
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道の使用水量、水道料金の照会</li> <li>●水漏れ修繕の場合の水道料金の減額</li> <li>●納期限後の水道料金の支払い</li> </ul>	(株)ジェネッツ(水道局徴収事務等受託者) TEL:06-6483-3771 FAX:06-6483-3772	【月～土】 9時00分～17時30分 (土曜日は12時30分まで) 年末年始(12月29日～1月3日)と日・祝を除く
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他水道料金について</li> </ul>	<b>料金課</b> TEL:06-6489-7420 FAX:06-6489-7421	【平日】 9時00分～17時30分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●インターネットでの水道の使用・中止</li> <li>●インターネットでの水道料金の自動計算</li> </ul>	<b>水道局ホームページ</b> <a href="http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp/">http://www.suidou.amagasaki.hyogo.jp/</a>	—
 修繕・工事など	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水装置の修繕(給水栓の故障、水漏れなど)</li> </ul>	<b>水道局電話受付センター</b> TEL:06-6375-0002 FAX:06-6375-0124	【毎日】 8時45分～17時30分 年末年始(12月29日～1月3日)を除く
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●断水や赤水</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路上の漏水の通報(道路上で水道水が漏れ出ているのを発見されたときは、お手数ですが、ご連絡くださいますようお願いいたします)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●給水装置工事(新設・改造・撤去)の届け出・完成検査・分担金(配水管からじゃ口までの水道設備の工事は、届け出が必要です)</li> </ul>	<b>給水装置課</b> TEL:06-6489-7430 FAX:06-6489-7421	【平日】 9時00分～17時30分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●直結増圧給水方式の導入について(受水槽を通さず、増圧ポンプの圧力を利用して、水道水を直接各ご家庭へ)</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定給水装置工事事業者について(給水装置の工事は、水道局の指定業者しかできません)</li> </ul>		
 各種サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水道メーターの取替え(無料)(水道局の委託業者が、計量法に基づき8年以内に1回、取替えに伺っています)</li> </ul>	<b>給水装置課/水道メーター担当</b> TEL:06-6499-8060 FAX:06-6499-0043	【平日】 9時00分～17時30分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小規模受水槽の無料点検サービス(容量が10m<sup>3</sup>以下の貯水槽水道の受水槽部分の点検)</li> </ul>	<b>給水装置課/貯水槽点検担当</b> TEL:06-6499-8045 FAX:06-6499-0043	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者世帯の水道の無料診断サービス(65歳以上の方のみの世帯、65歳以上の方と18歳未満の方のみが同居されている世帯)</li> </ul>	<b>神崎浄水場</b> TEL:06-6499-0345 FAX:06-6499-0558	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●水質検査の申込み(浄水器を通さないじゃ口からの水道水に限ります)</li> <li>●神崎浄水場の見学(高度浄水処理施設等の見学)※要予約</li> </ul>		
 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●その他、どこに問い合わせたらよいかわからないとき</li> </ul>	<b>管理課</b> TEL:06-6489-7402 FAX:06-6489-7403	【平日】 9時00分～17時30分
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間・休日・年末年始のお問い合わせ</li> </ul>	<b>水道局警備室</b> TEL:06-6489-7400	執務時間外
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●下水道の使用料のお問い合わせ</li> </ul>	<b>都市整備局下水道室</b> TEL:06-6489-6555 FAX:06-4868-3185	【平日】 9時00分～17時30分



## 「水道メーター取替え」の事前通知について

水道局では、水道メーター取替えのご家庭に対し、約1週間前に「お知らせ」をお届けしています。取替えの予定日等をご確認いただき、メーターボックスの上に車や物を置かないようご協力をお願いします。

- 取替えは計量法に基づき8年以内に1回です。
- お金をいただくことは一切ありません。
- お伺いする委託業者は、水道局発行の「水道メーター取替等業務従事者証」を携帯しています。

お問い合わせ先 **給水装置課/水道メーター担当** TEL:06-6499-8060 FAX:06-6499-0043



## けいじばん

### 尼崎市水道局と大阪市水道局は協力していきます。

尼崎市水道局と大阪市水道局は、技術業務の相互連携強化と両市の水道事業の効率的・安定的な運営のため、「技術協力に関する連携協定」、「災害時相互応援に関する実施協定」及び「技術研修に関する実施協定」を締結しました。

「水道・工業用水道ビジョンあまがさき」の方針に基づき、近隣都市との連携を深め、災害応援や技術研修、技術支援など、協力体制を充実していきます。



### 「KAHNA(カーナ)プロジェクト」ははじめます。

神戸市水道局、尼崎市水道局、阪神水道企業団、西宮市水道局、芦屋市水道部は、「広報活動の連携に関する協定書」を締結しました。

安全で良質な水道水を供給していることの広報活動を、連携して継続的に広範囲に実施することにより、より効果的に実現していきます。

